

## 保育所等において、新型コロナウイルス感染症の 感染者・濃厚接触者が発生した場合の県の対応方針

下記1の施設において、子ども又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合は、下記2の国の判断基準に基づき、当該者と他の子ども・職員との接触状況（登園バス利用、合同・異年齢児保育、居残り保育、一斉給食等の有無）も勘案し、保健所の指導に基づき、当該施設と十分協議の上、市町村が一部又は全部の臨時休園を判断する。

なお、当該子ども・職員に対する偏見や差別が生じることがないよう、個人情報の保護に十分配慮した上で、施設や市町村から保護者に対し適切に情報提供を行うとともに、医療従事者や介護職員、保育所をはじめとした児童福祉施設等の職員等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者等（以下「医療従事者等」という。）の子どもの預かりが必要な場合には、必要最低限のサービス及び代替措置を市町村において確保するよう指導する。

また、子どもや職員が感染者の濃厚接触者に特定され検査を受け、結果が判明するまでの間は、下記3のとおり取扱うこととする。

### 記

#### 1 対象施設

保育所、認定こども園、地域型保育、特例保育（へき地保育所）、児童厚生施設及び放課後児童クラブ

※ 認可外保育施設は県所管

#### 2 国の通知等による臨時休園の判断基準

- ・感染した子どもが症状があつて登園していた場合  
→ 一部又は全部の臨時休園
- ・感染した子どもが無症状で登園していた場合  
→ 一律に臨時休園が必要とまではいえないため、市町村は個別の事案ごとに、保健所等と相談し、慎重に判断する。
- ・子どもが濃厚接触者に特定された場合  
→ 当該子どもの登園を避けるよう保護者に要請する。登園自粛・自宅待機期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間。  
ただし、オミクロン株の濃厚接触者については、最終曝露日の翌日から起算して10日間。
- ・職員が感染者又は濃厚接触者に特定された場合  
→ 上記と同様の取扱い。

ただし、オミクロン株の濃厚接触者については、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者、いわゆるエッセンシャルワーカー）に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いができる。

具体的には、検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、PCR検査では6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目に検査を行い、陰性の場合は待機を解除できる。

### 3 検査結果が判明するまでの取扱い

<市町村・施設に対して>

濃厚接触者に特定され検査を受け、結果が判明するまでの間は、当該市町村や設置法人・施設のホームページ等、部外者でも閲覧可能な方法ではなく、対象施設を通じて、当該全保護者に個別かつ適時適切に必要な情報提供を行い、任意の登園自粛要請をしながら、開所を継続するよう指導する。

<マスコミ対応>

報道機関に対しては、公表・情報提供は行わない。

### 4 医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否について

医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されていることから、当該従事者やその子どもに対する偏見や差別が生じることがないよう、市町村及び保育所等においても十分配慮すること。